

購入

義肢・装具・座位保持装置 オーダーメイド車いす・電動車いす



補装具の購入費用の9割を助成します。(申請者と配偶者が共に非課税であれば10割助成します)

補装具名	対象者	耐用年数
義肢	肢体を切断している者、先天性の欠損がある者。	型式により1～5年
装具	下肢機能障害者や上肢機能障害者や体幹機能障害者。	型式により1.5～3年
座位保持装置	体幹機能障害と下肢機能障害をもつ者。	3年
オーダーメイド車いす	<p><普通型> 下肢機能障害2級以上または体幹機能障害3級以上で歩行障害があり、義肢・装具等の他の補装具によっても移動が困難な者。</p> <p>レディメイド車いすでは対応できない場合。</p> <p>→座幅が38～42cm、座輿が38～40cmでない場合。</p> <p>→体重等によりフレームの補強が必要な場合。</p> <p>→駆動効、バランス等の関係から身体寸法に合わせて製作する必要がある場合。</p> <p><リクライニング式><ティルト式><手動リフト式><前方大車輪型><手押し型>等、型式により対象条件は追加されます。</p>	6年
電動車いす	<p><普通型> 次のアかイのいずれかに該当し、かつウ・エ・オの全てに該当する者。</p> <p>ア 重度の下肢機能障害者等であって、電動車いすによらなければ歩行機能を代替できない者。</p> <p>イ 呼吸器機能障害、心臓機能障害によって著しい制限を受ける者であって、医学的所見から適応が可能な者。</p> <p>ウ 日常生活において視野、視力、聴力等に障害を有しない者または障害を有するが電動車いすの安全走行に支障がないと判断される者。</p> <p>エ 必要最小限の交通規制を理解している者。</p> <p>オ 基本操作や移動操作が円滑に実施できる者。</p> <p><簡易型><リクライニング式><電動ティルト式><電動リフト式><前方大車輪型>等、型式により対象条件は追加されます。</p>	6年

申請に必要なもの

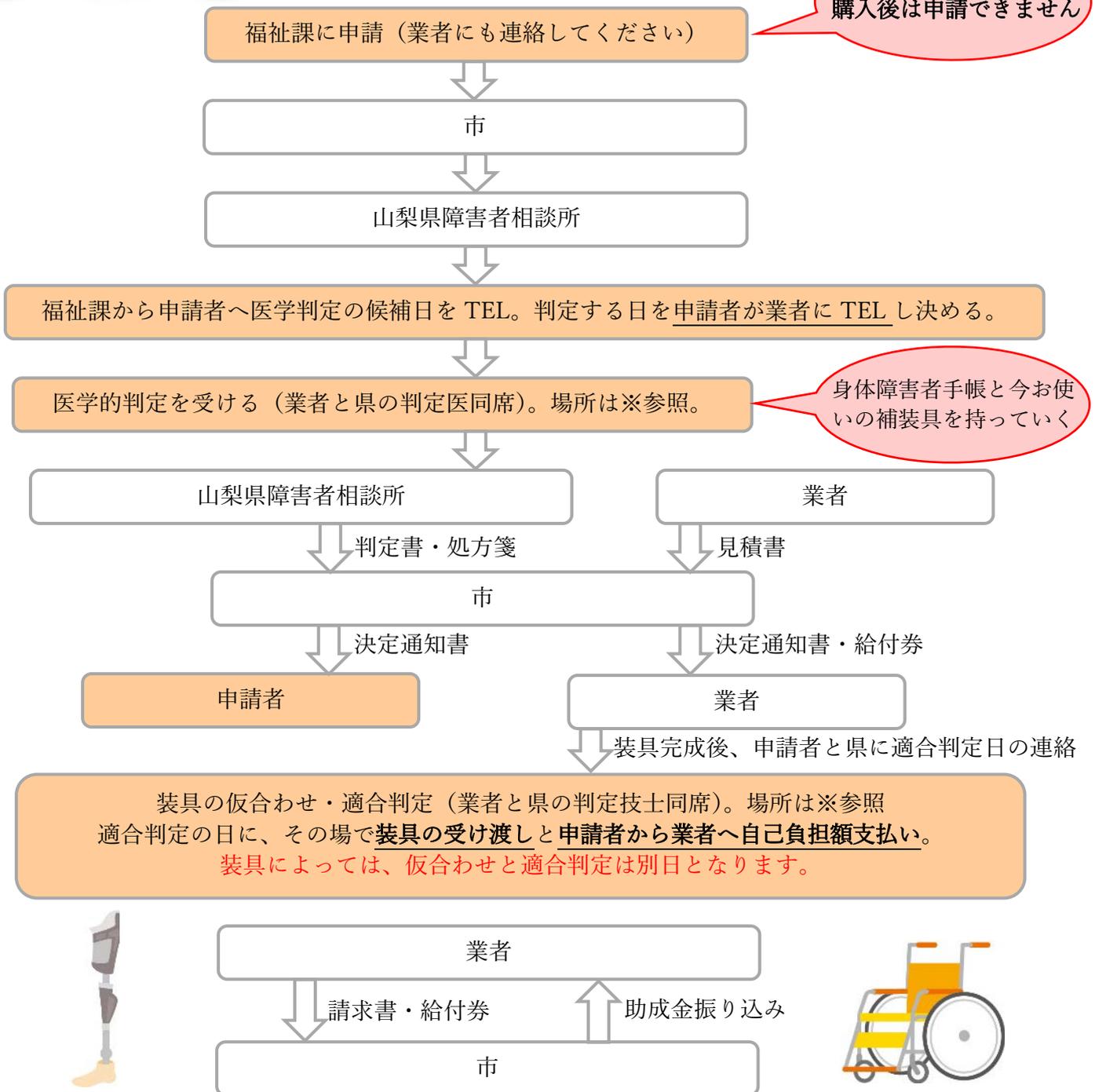
- ・身体障害者手帳
 - ・オーダーメイド車いすの場合は業者からの仮見積もり
- ※申請時に障害に至った経緯や体の状況、現在お使いの補装具の状況を聞き取らせていただきます。

申請場所

いきいきプラザ都留内 福祉課 障がい者支援担当 ☎0554-46-5112 平日8:30～17:15

支給までの流れ

必ず購入前に！
購入後は申請できません



※ 判定場所

- | | | |
|---------------|--------------------------|---------------------|
| ○富士ふれあいセンター | (南都留郡富士河口湖町船津 6663-1 | TEL : 0555-72-5533) |
| ○山梨県障害者相談所 | (甲府市北新 1-2-12 県福祉プラザ 2 階 | TEL : 055-254-8672) |
| ○あけぼの医療福祉センター | (韮崎市上條南割 3251-1 | TEL : 0551-22-6111) |
| ○山梨県立中央病院 | (甲府市富士見 1-1-1 1 階整形外科外来 | TEL : 055-253-7111) |

その他 注意事項

- ・ 購入金額の1割（非課税の場合は0円）＋各部品の基準額を超えた場合その金額を業者に支払う。
- ・ 耐用年数の間には基本的に同じ補装具の購入はできませんが、破損し、修理不可の場合はその限りではない。
- ・ 購入した補装具の修理は期間・回数問わず申請でき、修理費用は1割（非課税の場合0円）＋オーバー分。
- ・ 65歳以上の方でレディメイド車いす・歩行器・歩行補助つえ希望の方は介護保険のレンタル優先。